

平成 2 9 年第 1 2 回 幸手市教育委員会定例会会議録						
招 集 期 日		平成 29 年 12 月 12 日（火）午前 9 時 30 分				
開 会 場 所		幸手市役所 第 2 庁舎 第 1 会議室				
開会の日時・宣告者		平成 29 年 12 月 12 日（火）午前 9 時 30 分			山 西 実	
閉会の日時・宣告者		平成 29 年 12 月 12 日（火）午前 11 時 50 分			山 西 実	
出席 状況	職 名	氏 名	摘 要	職 名	氏 名	摘 要
	教 育 長	山 西 実	出席	教育委員	前 田 一 郎	出席
	職務代理者	中 根 政 美	出席	教育委員	満 木 信 吉	出席
	教育委員	尾島 紗緒里	出席	教育委員	齊 藤 一 夫	出席
				書 記：木 村 博・大 越 歩 美		
議 事 参 与 者	職 名	氏 名	職 名		氏 名	
	教 育 次 長	小 森 谷 進				
	総 務 課 長	関 根 一 勝				
	学校教育課長	森 祥 一				
	社会教育課長	尾 崎 武				
	スポーツ振興課長	関 根 智 裕				

会 議 事 件 名	顛	末
開 会 午前 9 時 30 分	教育長 開会を宣する。	
日程第 1 前回会議録の承認	教育長 前回会議録の内容について質問を求める。 《質疑》 質疑なし。 《承認》 全員異議なく承認。	
日程第 2 協議事項 幸手市立吉田幼稚園の 今後の方向性について	総務課長 幸手市立吉田幼稚園の今後の方向性について、報告事項を説明する。 《質疑》 齋藤委員 市議会に請願が出ているということだが、そのような中で、結論を出してしまってもよいのか。 総務課長 請願はあくまで市議会に提出されたものである。そのため、教育委員会が議論し結論を出すことに問題はない。 前田委員 教育委員会には要望書が出ており、議会には請願が出ている。これらの違いはなにか。 総務課長 請願については、請願内容に対し、市議会として結論付ける必要があり、要望書については、今後吉田幼稚園を存続できるように願うというものである。要望書については、法的な効力はないため、要望書が出されたからそのとおりにしなくてはならないというわけではない。 教育長 今まで、市の案件に対して、要望書が出されたということはあるのか。香日向小学校を廃校する際はどうか。 総務課長 駅舎や香日向小学校の際にも要望書は出されていると記憶している。香日向小学校が廃校となる際に、香日向地区の方々からは廃校しないでほしいといった要望がでていと	

	記憶している。 教育長 駅舎に関する要望書は何人の署名があったのか。 教育次長 7千人から8千人くらいであったと記憶している。 満木委員 自身が香日向に自宅を持っているということから、香日向小学校が廃校となる際には反対したが、市の香日向小に係る経費について説明会の際に聞いたとき、いたしかたないと感じた。同様に、吉田地区の方々が立場上反対することは当然であると考え。しかし、教育委員会として、客観的事実に基づいて意思決定はすべきだと思う。 中根職務代理者 要望書が教育委員会の審議に影響しないということはわかった。今の段階では要望書は預かっているだけで、今後意思の確認が取れば受理という説明があったが、違いはなにかあるのか。 総務課長 現段階で預かりとしている理由が、まず署名簿がコピーであること、また署名簿には本来であれば「幸手市長様」「幸手市教育長様」のようにあて名があるべきだが、なかったことなどがあげられる。教育委員会に出された要望書が教育委員会に提出されるために書かれた署名かどうかが判断できなかったため、預かりという形をとらせていただいている。今後検討させていただきたいと考えているが、現段階では提出されたという事実として報告させていただいた。 尾島委員 署名活動に関してだが、素人が作ったものなので書式はどうしても不十分になってしまう。吉田幼稚園の廃園に対して必死で署名活動を行ったという気持ちを汲んであげられないのかという思いがある。また、先ほど満木委員が客観的事実に基づいて意思決定はすべきと仰っていたが、保護者が署名活動を行ったというのも客観的事実だと思うので、それを考慮して意思決定をしていただきたい。 総務課長 要望書をもし受付したとしても、対応は変わらない。受付印を押印し要望書の鑑部分のコピーをお渡しできるかできないかの違いである。要望書の提出があったという事実を報
--	--

告させていただいた。

前田委員

前回定例会で「次回定例会で決定」ということになっていたが、今回は協議である。なぜ、議案ではなく協議なのか。

総務課長

前回、ある程度協議していただいたというのは承知している。そうした中で、前回定例会では論点が整理された答申をじっくり読んだうえで、次回結論を出すこととなっていたが、この結論というのが、捉え方によっては議案として議決という結論もあるし、市長への回答内容に関し結論付けるといいうものもある。結論の意味が事務局として正確に判断できなかったため、今回もう一度協議いただきたい。そして方向性を出していただければ、それに沿った形で、市長への報告書案の作成をするので、教育委員の方々に市長に提出する案文の議決をいただきたいと考えている。

前田委員

事務局の内容はわかった。市長への報告書というのは、審議会が報告してきたような文章を添付して市長に提出することによってよいのか。それとも、イエス・ノーという結論のみの記述だけなのか。

総務課長

審議会からの答申は意見も記述してある。教育委員会からの答申は、教育委員会としての考えを結論づけたものでよいと考えている。ただし、今回協議いただく中で、様々な意見が出てくると思う。結論づけた後に、条件や要望が出されることがあると思う。教育委員会としての結論はこうだが、こうしていただきたいというものもあると思うので、そのあたりを明確にさせていただきたく、今回協議をお願いしたい。教育委員の意見に基づいて今後回答文書は事務局側で作成させていただきたい。

教育長

どのような案文の体裁を取るのかについても、皆さんの意見をいただきながら、今後このような体裁で行うというのを話し合っていたいただきたいと思う。

満木委員

教育委員は吉田幼稚園地区の方たちの意見とともに、全体の市民の立場の意見を聞き、どちらか片方に寄ってはいけない。そのことを頭に入れて協議しなければならない。どちら

かの側に立ったという印象を与えてしまうことは、教育委員として誤っていると考えます。両者の意見を聞いたうえで第三者の立場で考えるというのが公益委員の考え方だと思う。自分の意見を述べさせていただくと、吉田地区には通園バスが行かない。そのため、教育の機会均等を図る上で設置された吉田幼稚園の意義は、私立幼稚園の現状を考えると、満たされていると考えます。審議会の答申を読むと、私立幼稚園園長は、幼稚園の存続をかけているとおっしゃっており、希望する園児数を満たしていない中で、教育内容を考え、園舎の耐震補強を行うなど努力をしている。また、吉田幼稚園の園児 1 人にかかる市の費用が 66 万円で、私立幼稚園は 11 万円ということで 6 倍の差がついている。このような中で吉田幼稚園を存続させなければならない根拠について、納得できる説明を受けた覚えがない。吉田幼稚園の存続は税の公平性を欠いていると感じてしまう。

尾島委員

税の公平性についてだが、吉田幼稚園だけの話ではない。駅舎や他の事案でも公平性に関する問題は発生してくる。また、市としても吉田幼稚園の園児数の問題に対して、今まで真摯に向き合ってきたのかどうか疑問である。どのように吉田地区以外の通園区域を広げたのか、告知してきたのか、工夫改善してきたのかははっきり言ってわからない。保護者として、目に見えた形ではない。そのため、今後この話をしていく上で納得できない部分が多くでてきてしまうと思う。

総務課長

真摯に向き合ってきたのではないかという意見は審議会でも度々でてきたものである。平成 14 年度に教育審議会から「吉田幼稚園の区域は原則吉田、八代、権現堂川地区とする。ただし、他の地域からの入園希望については配慮する」という答申が出された。この答申を教育委員会が受け尊重した結果、その答申を逸脱するような、区域拡張ができなかった。そのような中でも、全地域に対して広報紙を用いたり、募集時期を早めたりし、工夫してきた。積極的に行ってきたかと言えば難しいが、過去の審議会答申を尊重して、教育委員会で 3 地区と決定されたため、積極的にできなかったというのも事実であると考えます。

満木委員

吉田幼稚園の教育は素晴らしく、地域の方々からすれば廃

園に対して反対がでるのは当然である。しかし、税の公平性という観点から吉田幼稚園にかかるランニングコストを考えると、年間 3,000 万円、今回存続という結論を出して、また 5 年もしくは 7 年後に審議会が開かれるとすると、合計で 2 億円以上の税金がかかることになる。そうであれば、その税金を今、学力向上の効果が素晴らしい小学校教育に使っていただきたい。

齋藤委員

私自身は当時吉田幼稚園を設立してほしいと言った立場であったが、今回審議会からの答申を尊重すべきであると考え。当時は、大変な思いをして吉田幼稚園を作ったが、せっかく審議会を開き、期間をかけて意見を出していただいたので、ぜひとも、それを整理したい。もう一度協議のやり直しでは、審議会が開かれた意味がない。

前田委員

昨年 3 月の定例会及び夏の定例会で言ったと思うが、今後吉田幼稚園の廃園に対して、どのような条件をつけるのかが教育委員会としての課題ではないのかと思う。そのため、今回協議ではなく審議でもよかったと思っている。大切なのは、どのような条件を付けるかである。

中根職務代理者

教育審議会の答申を尊重したい。答申を踏まえて教育委員会としての意思決定をしていくべきである。教育の機会均等を図るという目的は達成されてきており、時代変化の中、子どもを取り巻く環境が変化している。存続か廃園かについても、答申を踏まえていくべきだと考える。今後の条件について、2 点ほど考えている。1 点目は在園する園児、あるいはこれから入園する園児の教育のサポートを教育委員会として対応していただきたい。また、2 点目として就学前の幼児教育を教育委員会として総合的に考える必要があるというのが挙げられる。

満木委員

審議会の中でも、吉田幼稚園は園児獲得に向けて努力をしたのが協議されていたが、吉田幼稚園は公教育である以上、様々な制約があり限界がある。また、私立幼稚園は園児数が満たない中、存亡をかけてがんばっているときに、公的な幼稚園がそれと競い合う必要はない。

尾島委員

やはり、教育審議会の答申を尊重したい気持ちはあるが、納得できない部分もある。「時間をかけて」とあるが、個人的には時間が足りないと感じる。もう少し時間をかけてもいいのではないか。また、吉田幼稚園は障がいのある幼児を受け入れているということで、今後吉田幼稚園が廃園となった場合、その幼児はどのようなところに行くのか。幸手市の中で通える園があったのに、どこに行ってしまうのか、疑問である。もう一点、今回請願や要望書が出されたが、今後どのような動きになるのか無駄になるのか、疑問である。

前田委員

障がいのある幼児をどうするのが条件の一つになってくるのではないか。市内の私立幼稚園で障がいのある幼児を拒否している園もあると聞いた。ではどうすれば受け入れてもらえるのかは条件の一つだと考えている。そのため、結論を出してから、条件を詰めていくべきだと考える。

教育長

結論や条件の出し方は教育委員の考えに任せる。例えば、「障がいのある幼児の受け入れに万全を期す」や「現在入園している子、入園を予定している子の教育を保障する」を条件としてつけていくのは可能である。条件も含めて教育委員の方々に慎重にご審議していただくものである。

尾島委員の先ほどの「時間が足りていない」という意見についてだが、どの程度の期間が必要だと考えているのか。

尾島委員

半年というのは短いと感じたため、倍以上1年程度あってもよかったのではないか。

教育長

期間については、教育委員会で教育委員の方々に決定していただいたことだと記憶している。教育委員会の中で、審議員の構成や期間を決定したことを確認したい。

満木委員

6ヶ月という期間がどうかではない。教育委員になるまで、吉田幼稚園に多くの予算が投じられてきたことは知らなかった。行政の中で問題になったことを、立場ごとに学び、それに基づいて自分たちの見識の中で判断するのが教育委員会であると考え。吉田幼稚園で数年過ごし、事実をすべて見て判断するというのは不可能である。そのため、行政からの説明や事実からの判断で致し方ないのではないか。

	中根職務代理者 教育審議会の期間の件について、実際は9回行っていただいたが、当初は半年くらいとなっていた。その9回の中で審議員は真摯に意見を出し合い、協議していただいた。また答申の時期にも一度延長したという事実があるので、会議中の話し合いについて、敬意を表したいと思う。そのため、ある程度の方向性をこの会議で出し、議決という形になるのであれば、条件面も加えて、次回にしたらどうかと思う。 前田委員 審議会から答申をいただいた以上、この場で結論を出さなければならない。今回とは言わないが、次回結論を出し、その後の条件面を考えるとということを討議していきたいと考える。 満木委員 やはり、審議会では十分に審議されている。教育委員会としての意思決定をしていただきたい。 教育長 審議会の答申を参考にし、教育委員会としての結論をまとめていただきたい。その中で、問題点は何なのか。例えば、幼稚園教育の機会均等、吉田幼稚園の特徴やよさ、税の公平性、障害のある幼児の受け入れなどがあると思う。これらから、条件を詰めていっていただきたい。 中根職務代理者 議論するうえでの問題や課題は、教育長からあったとおりである。加えて、人数の少なさ、集団生活などの幼稚園での生活に関する教育的な視点からの課題もあると思う。 齊藤委員 吉田幼稚園が廃園になった場合、行くところがないというわけではない。結論を出し、条件をつけていくべきである。 満木委員 吉田地区から選任された齊藤委員がおっしゃることは貴重である。審議会の答申をベースにしながらも、教育委員会独自の意思決定をするべきだ。まず廃園という結論を出して、吉田幼稚園の予算をどこにつけるか、また、障がいのある幼児の方向性等の条件をきめ細かく作っていくというように段階を踏んでいかないと、堂々巡りになってしまう。審議会の答申にすべてが盛り込まれている。もう、教育委員会で意思決定すべき時期にきていると思う。
--	--

尾島委員

今日、結論を出さなければならないのか。次回に持ち越すことはできるか。署名活動や要望書の存在が気になってしまう。

総務課長

要望書はお預かりしている状態だが、本来預かりの状態では、このような公式の場で報告はしない。逆に正式に受理してもこの場で報告するだけというものが要望書である。受理という行為は大変重い行為である。そのため、現段階ではお預かりという形をとらせていただいている。しかし、要望書に2,444名の署名がある。その重さがあるという客観的な事実として、ご報告させていただいた。受理したからと言って教育委員会の決定を覆すといった効力が発生するというものではない。

尾島委員

請願についてはどうなるのか。

総務課長

請願は議会に出されたものであるため、議会の判断による。

齋藤委員

同じ吉田地区なので、署名活動があったことも知っている。7年前にも同じような状況になり廃園か存続が議論されたが、結局後回しにされ、今の状態になっている。非常に残念だが、公平に見れば、今回方向性を出すべきだと考える。

満木委員

請願や要望書が私たちの意思決定に影響するというよりは、私たちが積み重ねてきた教育委員会としての決定が、議会や要望をだされた地区の皆さんにどのような影響があるのかという観点があってもよいのではないかと。「教育委員会ではこのような結論をだしたがそれはこのような理由です」と示すことが、それぞれの方たちの意思決定に影響をおよぼすことがなぜいけないのか、ということです。真摯な議論をしてきたと思うので、自信をもって意思決定をし、それを提示するという過程があってもよいのではないかと思います。

中根職務代理

教育審議会の委員を選出する際に、吉田幼稚園の保護者の方のように直接意見を聞ける方を選ぶということも配慮されてきた。今回、答申を見るとそのような方の意見も踏まえ

	ながら、反映されていると印象を受ける。そういう意味では入っていただいてよかったと思う。 教育長 様々な議論を重ねてきているので、結論を決めてあとは条件を詰めていくというのがおおよその意見だろう。今後そのように進めていきたい。 尾島委員 やはり納得できない。 教育長 それでは納得できない点等をお話しいただいて、できれば合意で結論を出したい。 尾島委員 要望書、請願の存在が気になる。請願はいつ議員の方々の目に触れるのか。 総務課長 請願はもうだされているので、明日文教厚生常任委員会で議会の審議を行う。要望書は今後どうなるものでもない。 教育長 事務局としても、丁寧かつ慎重に対応していこうと考え、冒頭に要望書の提出があったことを報告させていただいた。請願は議会に提出されたものなので、別に考えた方がよい。議会と対立する結論になるのか同じ結論になるのか分からないが、請願は議会の判断に委ねることになる。私たちは教育委員会として、今後の幼稚園教育を含めた教育のあるべき姿を考えていくかが重要である。 齋藤委員 逆に請願を出していただいてよかったかもしれない。全く取り上げられないよりはいい。教育委員会は教育委員会で、議会は議会で議論していただいて掘り下げていただくのは良いと思う。 教育長 委員の意見をまとめると、答申書の内容を踏まえつつ、現在の吉田幼稚園は廃園にするのはやむをえないのではないか、そのために、どのような条件を付けていったらよいか、を議論していただくということでよいか。 前田委員 確認だが、次回の定例会で方向性の審議ということでのいか。
--	---

教育長

案文の審議ということになる。

総務課長

教育委員会としての考えがまとまり、それに条件を付すということで、ある程度条件等が提示されれば、事務局で案文を作成する。それに対して、議決をいただくという流れになる。

今回は方向性だけで、条件は次回ということになれば、まだ決定には至らないということになる。議決をいただくのは市長に対して提出する成案についてである。

前田委員

方向性がどうこうではなく、最終的な条件まで詰めたものを審議するということか。

総務課長

そのとおりである。教育に関する重要事項の議決をいただいて、市長に回答として出すための成案について議決をいただきたい。そのため、今回、条件等々が詰まれば案文を作成させていただき、条件は次回ということになれば、案文は次回以降ということになる。また条件はなしで結論だけということになれば、それで案文を作成する。あくまで、議決をいただくのは市長に対する回答書、委員会としての意思決定の議決ということである、

教育長

どのような条件を付していくかについて議論していきたい。

満木委員

学力の調査について、幸手市と国との関係で見れば、幸手市の結果は国平均よりも下回っている。しかし、小学校数校においては全国でもトップレベルの成績をだしている。これは素晴らしい結果である。小中学校の学力向上を幸手市全体で取り組んでいるのを、この1年間で見させていただいた。小中学校教育、特に小学校教育に予算をつけていただきたい。そのような時期ではないか。ぜひ、吉田幼稚園に使っていた予算は小中学校教育に回していただきたい。これを条件の一つとして提言していただきたい。

齊藤委員

吉田幼稚園で障がいのある幼児を受け入れているという点で、条件をつけていかなければならないと考える。また、

現在吉田幼稚園に通っている、またはこれから通う幼児への対応をしていかなければならない。

前田委員

障がいのある幼児が通える幼稚園への財政的補助が必要である。条件には財政的補助という文言を加えていただきたい。また、30年度募集を秋にしているため、その子たちが卒園するまでは間違いなく存続できるような形を保障していただきたい。

中根職務代理者

条件は4点考えている。1つ目は卒園するまでのケアである。今後入園する幼児も含めて、教育委員会としても対応していただきたい。2点目は安全の確保ということで、十分担保していただきたい。3点目は園児がこれから減っていくので、小学校との交流や他の幼稚園との交流など、様々な学びの機会を確保していかなければならないと考える。最後に、障がいのある園児への対応を十分に協議していかなければならないと考える。

満木委員

新年度から入園してくる園児については、徐々に上級生がいなくなっていくということから、さらなる少人数制になる。そのため、私立幼稚園への転園を希望する父兄については配慮する、そのような手当ても必要なのではないかな。

教育長

跡地利用についてはどうか。

齊藤委員

まだ、廃園になるかどうかわからない段階で何も言えない。方向性が決まってから、跡地については考えていきたい。

中根職務代理者

施設等も含めて跡地利用についてだが、吉田地区にとっては貴重な公共施設であると思われるので、市全体で議論していただきたい。

満木委員

新年度の園児数は、何人くらい集まっているのか。

総務課長

現在の園児数は、年長、年中、年少合わせて43名である。来年度は新園児が15名、だが年中に1名入園希望があるため48名の予定である。

満木委員

日程第 3 行政報告 1 教育長報告	現段階で保護者の方は存続すると思って入園希望を出していると思う。もし、市長に廃園と回答を提出し、議会でも廃園となったとき、保護者の方は私立幼稚園を希望するかもしれない。その際に、私立幼稚園を選択できるような橋渡しをシステムとして作っていくべきだ。今現在、吉田幼稚園に通っているけれど、廃園と決まったならば他の幼稚園に行きたいという人がいるかもしれない。市として廃園という結論を出す以上、市が責任をもってきめ細かくケアしていく必要がある。 尾島委員 廃園と決まった場合だが、障がいのある幼児の受け入れ先が不安である。本来であれば、私立幼稚園でもどうにかならないかというのが正直な感想である。また、公共施設を今後どうするのかも、廃園と決まってから、議論したいと思う。しかし、市の幼稚園があった方が、障がい児の受け入れやその他の点においてもいいのではないかと思う。 齊藤委員 現在では、私立幼稚園で障がいのある幼児を預かることができないことが不安である。 教育長 財政的援助の問題も出てくるだろう。保育所で障がいのある幼児を預かってくれるのはどこか。 総務課長 第 3 保育所である。私立幼稚園における障がい児の受け入れについては、市で補助金交付が制度化されているが、補助額が十分と言える額ではないと思われるため、廃園という方向性が出た場合、財政的支援については検討していただかなくてはならないと考える。 教育長 それでは、本日の結論をもとに次回、案文を含めて協議、議決していただく。 教育長 1 各種教育長会議等 2 幸手市議会関係 3 平成 30 年度当初学級 について資料により説明する。
--	---

2 事務局からの 主要な報告	教育次長 1 平成 29 年第 4 回幸手市議会定例会一般質問（教委担当部分）の要旨 総務課長 1 平成 29 年度文部科学大臣表彰(学校保健) 一八代小学校ー 2 平成 29 年度学校給食コンクール 自由献立部門 協賛団体賞 ー幸手市栄養士部会チームー 3 11 月 24 日「和食の日」にあわせ市内全小・中学校で和食指導 学校教育課長 1 平成 30 年度埼玉県公立小・中学校管理職選考結果について 2 幸手市立小・中学校 学校評価について 3 埼玉県学習状況等調査等の実施について 4 平成 30 年度当初教職員人事事務の予定 5 12 月中旬からの行事予定 学校教育課長(吉田幼稚園) 1 11 月行事 2 12 月の行事・研修予定 3 平成 30 年度吉田幼稚園園児数 社会教育課長 1 彩の国教育の日 第 57 回幸手市文化祭参加者数について 2 平成 29 年度幸手市還暦式～3 回目の成人式～ 3 冬休み体験教室 手作りのプラネタリウムを作ろう 4 平成 30 年幸手市成人式 社会教育課長（公民館） 1 七草がゆを食べる会 2 木版画講座 3 公民館クラブ連絡協議会常任理事会 4 11 月の利用状況 社会教育課長（図書館） 1 報告事項 2 利用状況 3 今後の事業予定 4 予約の多い図書 5 購入図書リスト
----------------------------------	--

日程第 4 その他	スポーツ振興課長 1 幸手市民文化体育館主催事業 2 報告事項 について資料により説明する。 《質疑》 尾島委員 2 点ある。1 点目は、人権作文発表会が先日あったが、その通知文が届くのが遅く、参加の人数を集めることができなかったことである。次回は、もう少し早めに通知していただきたい。 もう 1 点は、西公民館の利用状況部分に減少理由とあるが、この減少理由は西公民館だけのものなのか、それとも全体的な理由なのか。 社会教育課長 1 点目について、次回は早めに通知したいと思う。2 点目は、今回西公民館が特に減少が著しかったため、理由をつけさせていただいた。そのため、これは西公民館だけの減少理由である。 尾島委員 できれば、西公民館以外の公民館にも理由をつけていただければ、わかりやすいと思うので、ぜひ、お願いしたい。 前田委員 還暦式の今後について、説明していただきたい。 社会教育課長 開催時期や講演会内容、アトラクション内容を検討し、今後も還暦式を実施していきたいと考えている。 前田委員 予算も今年度同額を予定しているのか。それとも増額を考えているのか。 社会教育課長 同額を考えている。 中根職務代理者 市民文化祭への参加者人数が増えたということで、市民のみなさんの文化活動への関心の高さが感じられた。 総務課長 次回定例会前に市長との総合教育会議を開催させていた
----------------------	--

1 次回定例会の 日程について	だきたい。今回は、市長と教育委員の皆さまとの共通認識をお持ちいただきたく、教育問題について議論していただきたいと考えている。内容につきましては、幼児や児童や生徒について、学力向上、地域の活性化とスポーツ振興など教育分野全般にわたって会議を開きたい。通知に関しては、市長部局との調整後、改めて出させていただきたい。また、教育委員の皆さまから、市長と議論したい議題があれば事務局に申し出ていただき、調整したいと考えている。総合教育会議の日時は、次のとおりを予定している。 日時 平成 30 年 1 月 16 日（火） 午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分 場所 幸手中学校 会議室 平成 30 年第 1 回 1 月の定例会については、総合教育会議に引続き、次のとおり決定する。 第 12 回教育委員会定例会 日時 平成 30 年 1 月 16 日（火） 午前 10 時 15 分～ 場所 幸手中学校 会議室 《承認》 全員異議なく承認。
2 次回定例会協議 事項について	総務課長 次回の協議事項は、総合教育会議が開催されることから、省略させていただきたい。
閉 会 午前 11 時 50 分	教育長 閉会を宣す。

他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項	な し
	上記会議の顛末を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。 平成30年 1月16日 教 育 長 山 西 実 署名 署 名 委 員 中 根 正 美